

鳥取県公益信託検査実施要領

鳥 取 県

第1 趣 旨

この要領は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）第6条の公益信託の認可（以下「公益信託認可」という。）を受けた公益信託の受託者に対して、公益信託法第28条第1項の規定により県の監督機関（鳥取県知事及び鳥取県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）をいう。以下同じ。）が実施する立入検査（以下「立入検査」という。）に関し、鳥取県公益信託認可等に係る事務処理要領（令和8年3月第20250031741号総務部長通知。以下「事務処理要領」という。）第2章第4の2及び第3章第3の2に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 公益信託の受託者に対する立入検査

1 立入検査の考え方

公益信託の受託者（以下「受託者」という。）に対する立入検査は、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和7年12月）内閣府公益認定等委員会・内閣府官房公益法人行政担当室「第6章 監督」を踏まえて実施することとし、特に次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 立入検査は、法令で明確に定められた受託者として遵守すべき事項に関する公益信託事務の状況を確認するという観点から実施する。
- (2) 立入検査は、公益認可審査等の際の監督担当者への申送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告要求で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益信託事務の実態等立入検査を実施しなければ確認が困難な事項を中心に実施する。
- (3) 立入検査の中で、公益信託の関係者から要請があった場合又は必要があると判断する場合には、公益信託制度に関する理解を深め、適切な公益信託事務の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。

2 立入検査の種類

立入検査は次の2種とする。

- (1) 点検調査（定期立入検査）
点検調査実施計画（以下「点検計画」という。）に基づき行う立入検査
- (2) 重点検査（随時立入検査）
特定の事項について調査の必要が生じた際に随時実施する立入検査

3 点検計画の策定

- (1) 行政監察・法人指導課の長は、全ての受託者を対象として、認可後、1～2年を目途に、遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として点検計画を策定し、毎年度、当該年度の点検計画について、あらかじめ審議会の承認を得るものとする。また、2回目以降の点検調査の在り方については、制度発足後の公益信託認可の状況及び1回目の立入検査の結果等を踏まえて検討する。
- (2) 前項の点検計画の策定に当たり、一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合には、当該受託者の負担を考慮し、立入検査を毎年行うようなことはせず、必要に応じて行政庁間で連携を図り、前回の立入検査から概ね3年以上の間隔を空けて立入検査を行うようにするものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、3年以内に立入検査を行うことができる。
- (3) 当該年度の点検計画では、点検調査の対象とする公益信託の名称、点検調査の実施時期その他必要な事項を明らかにしておくものとする。

4 検査員

- (1) 立入検査を行う職員（以下「検査員」という。）は、総括課（事務処理要領第1章第2の3に規定する課をいう。以下同じ。）の長が、所属職員の中から指名するものとする。

- (2) 総括課の長は、検査員に、公益信託法第28条第2項に規定するその身分を示す証明書（様式第1号）を交付するものとする。

5 立入検査の実施

- (1) 立入検査は、一の対象受託者につき、検査員2人以上で実施するものとする。
- (2) 検査には、原則として、所管課（事務処理要領第1章第2の2に規定する課をいう。以下同じ）の職員1人以上が同行するものとする。
- (3) 点検調査は、当該年度の点検計画に基づき、実施するものとする。
- (4) 重点検査は、審議会又は総括課の長が必要であると認めるときに、必要と認める事項について実施するものとする。

6 立入検査の通知

- (1) 点検調査の実施にあつては、当該実施予定日の概ね1か月前までにあらかじめその旨をメール等にて受託者に連絡する。なお、受託者に対して事前提出を求める「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」については、別途行政監察・法人指導課の長が定めるものとする。
- (2) 重点検査の実施にあつては、事前に受託者に対して、立入検査実施通知書（様式第2号）により検査日時、場所、検査事項等を通ずるものとする。この際、事前に通知を行うことにより、立入検査の適正な実施に支障が生ずるおそれがあると判断される場合には、事前通知を行わないか、又は実施予定日の直前に通知を行うことができる。また、事前通知を行わない場合には、立入検査当日、立入検査実施通知書（様式第2号）を持参し、直接交付するものとする。

7 立入検査への立会

立入検査には、原則として、対象受託者（受託者が法人にあつては、その代表及び個別の事務財務状況に係る具体的な内容について説明できる職員1人）（以下「立会人」という。）に立ち会わせるものとする。

8 立入検査後の講評等

- (1) 検査員は、立入検査を終了したときは、立会人に対して、当該立入検査の結果について講評を行うものとする。
- (2) 検査員は、立入検査後速やかに、当該立入検査の結果を、別途行政監察・法人指導課の長が定める公益信託の立入検査チェックリストを添付して立入検査実施報告書（様式第3号）により総括課の長に報告するものとする。
- (3) 総括課の長は、前項の報告を受けたときは、その内容を行政監察・法人指導課及び所管課の長に通知するものとする。

9 立入検査後の措置

- (1) 行政監察・法人指導課の長は、当該年度に実施した定期立入検査の結果をとりまとめて毎年度最終の審議会の開催日に報告するとともに、鳥取県公式ホームページ「とりネット」に掲載するものとする。
- (2) 行政監察・法人指導課の長は、前項にかかわらず、立入検査の結果、当該対象受託者に対して公益信託法第2章第5節の監督上の措置が必要であると認めるときは、点検調査又は重点検査実施後速やかに、当該立入検査実施の直後の審議会に報告するとともに、公益信託法に定める手続に従い、改善を求める事項について報告要求書（様式第4号）を發出するなど必要な措置を執るものとする。

第3 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

表面

身分証明書 第 号	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"><div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 20px auto; text-align: center;">印</div></div> <p style="text-align: center;">又は刻印</p>	官職又は職名 氏 名 生 年 月 日 上記の者は、公益信託に関する法律第42条第2項において読み替えて準用する同法第28条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。
	交付日 年 月 日 (年 月 日まで有効)
発 行 者 名	印

裏面

公益信託に関する法律抜粋
<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十八条 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、受託者に対し、その公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該受託者の住所若しくは事務所若しくは事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産に属する財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(権限の委任等)</p> <p>第四十二条 内閣総理大臣は、第二十八条第一項の規定による権限(第三十五条第一項の答申又は第三十七条第一項の勧告のため必要なものに限り、第九条各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するものを除く。)を委員会に委任する。</p> <p>2 行政庁が都道府県知事である場合における第二十八条第一項の規定による権限(第三十八条において準用する第三十五条第一項の答申又は第三十八条において準用する第三十七条第一項の勧告のため必要なものに限り、第九条各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するものを除く。)の行使については、第二十八条第一項中「行政庁」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。</p>

(備考)

- 規格は、縦5.4 cm×横8.5 cmとする。
- 表面の発行者名については、以下のとおりとする。

知事部局所管	鳥取県知事
教育委員会所管	鳥取県教育委員会教育長
公安委員会所管	鳥取県警察本部長

対象公益信託の名称
受託者の職・氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の職・氏名)

様

鳥取県知事 氏 名 印
鳥取県公益認定等審議会
会長 氏 名 印

公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関する立入検査（重点検査）の実施について（通知）

このことについて、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）。以下「公益信託法」という。）第28条第1項の規定に基づく立入検査（重点検査）を実施することとしましたので、通知します。

については、下記事項を御参照のうえ、適切に御対応いただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 検査実施日時 年 月 日() 午前 時から午後 時まで
- 2 検査実施場所（予定） 貴受託者の住所若しくは事務所
- 3 立入検査を行う職員 所属・職名 氏名
- 4 検査の立会人
貴公益信託における受託者は立ち会ってください。
- 5 対象事項（注）
 - (1) 公益信託認可の基準の遵守状況
 - (2) 公益信託事務の処理状況
 - (3) 信託財産に属する財産の状況
 - (4) 定期報告書類及び届出の状況
 - (5) その他公益信託事務の運営状況
- 6 準備書類（現年度及び過去2年分）（注）
 - (1) 信託行為
 - (2) 定款（※1）、諸規程、許可・認可等の書類
 - (3) 役員名簿、役員等の就退任に関する書類（就任承諾書、履歴書、辞任届出等）（※2）
 - (4) 理事会、総会又は評議員会等の議事録（※2）
 - (5) 事業関係書類（計画書、信託概況報告、パンフレット 等）
 - (6) 財務諸表、伝票、会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳 等）及び証拠書類
 - (7) 預金通帳、小切手帳、定期預金・有価証券証書
 - (8) 定期報告及び届出関係書類（登記に関する書類 等）
 - (9) その他検査に必要な書類

（※1 受託者が法人の場合、※2 合議制機関を置く場合）

7 その他

- (1) 帳簿等の資料について、持ち帰って精査する等必要がある場合には、関係資料の一時借用を行う場合があります。
- (2) 本検査に際し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、公益信託法第49条の規定に基づき受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理者等に過料が科される可能性があります。
- (3) 公益信託制度について事前に質問等がある場合は、検査実施日の2週間前までに書面（様式自由）により下記連絡担当職員までお知らせください。

8 本立入検査に係る連絡担当職員

所属・職名 氏名

連絡先 （注）1から8の内容は、必要に応じて変更すること。定期立入検査の場合は、押印を省略できる。

番 号
年 月 日

対象公益信託の名称
受託者の職・氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の職・氏名)

鳥取県知事 氏 名 印

鳥取県公益認定等審議会
会長 氏 名 印

公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関する報告書の提出について（報告要求）

このことについて、貴公益信託事務の適正な運営を確保するために必要と認められますので、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）。以下「公益信託法」という。）第42条第2項において読み替えて準用する公益信託法第28条第1項及び第42条第1項の規定に基づき、下記のとおり〇〇年〇〇月〇〇日までに報告してください。

記

1 報告を求める事項

2 報告書様式

別添様式により報告書を作成してください。

3 提出方法

書面により提出してください。

4 留意事項

本報告要求に対する報告の提出がない場合や報告内容に虚偽が含まれた場合には、公益信託法第49条の規定に基づき過料が科される可能性があります。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の名宛人）

鳥取県公益認定等審議会事務局 ○○○○、△△△△

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部行政監察・法人指導課内

TEL 0857-26-○○○○ FAX 0857-26-△△△△

(別添報告様式)

年 月 日

鳥取県知事 ○○○○ 様
鳥取県公益認定等審議会会長 ○○○○ 様

対象公益信託の名称
受託者の職・氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の職・氏名)
印

報 告 書

「公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関する報告書の提出について」(○○年○○月○○日付(文書番号))により報告を求められた事項について、別紙のとおり報告します。

担 当 者	
氏 名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	